

霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業実施要綱（平成30年霧島市告示第81号の2）の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>前省略</p> <p>（現任研修等）</p> <p>第4条 ライフサポートワーカーは、毎年度、市長が現任研修（現にライフサポートワーカーである者に対して行う研修をいう。）として指定する講座等を<u>15</u>時間以上受講しなければならない。この場合において、ライフサポートワーカーが、市が実施する包括的ケアシステムの構築等を目的とする事業等に協力したときは、_____当該講座等を受講したものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>2 ライフサポートワーカーは、<u>年度終了後に</u>、前項に規定する講座等の受講状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>以降省略</p>	<p>前省略</p> <p>（現任研修等）</p> <p>第4条 ライフサポートワーカーは、毎年度、市長が現任研修（現にライフサポートワーカーである者に対して行う研修をいう。）として指定する講座等を<u>20</u>時間以上受講しなければならない。この場合において、ライフサポートワーカーが、市が実施する包括的ケアシステムの構築等を目的とする事業等に協力したときは、<u>5時間を上限に</u>、当該講座等を受講したものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>2 ライフサポートワーカーは、<u>四半期ごとに</u>、前項に規定する講座等の受講状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>以降省略</p>